

注 文 書

契約番号 2026000709
業 務 名 令和8年度大崎市森林経営管理意向調査（効率化）業務
業務場所 大崎市古川北宮沢字北股地内外
履行期限 令和9年2月26日

添 付 書 類

1. 特 記 仕 様 書
2. 参 考 明 細 書
3. 位 置 図

担当課 大崎市産業経済部 農村環境整備課

大崎市森林経営管理意向調査（効率化）業務

特 記 仕 様 書

大 崎 市 産 業 経 済 部

目次

第1章 総則	1
第1条 適用範囲	1
第2条 業務目的	1
第3条 委託期間	1
第4条 関係法令等	1
第5条 配置技術者等	1
第6条 提出書類	2
第7条 各種認証の確認	2
第8条 著作権	2
第9条 疑義	2
第10条 賠償責任	2
第11条 再委託	3
第12条 その他	3
第2章 業務概要	4
第13条 業務概要	4
第14条 業務概要	4
第15条 貸与資料	4
第3章 業務内容	5
第16条 作業計画(準備)	5
第17条 予備調査(資料収集整理)	5
第18条 樹種区分図作成(AI画像判読・図化)	5
第19条 目視検査・データ取りまとめ(編集)	5
第20条 林小班ポリゴン修正	5
第21条 材積推定	6
第22条 報告書作成	6
第23条 打合せ協議	6
第4章 成果品	7
第24条 納品成果品	7
第25条 納入場所	7

大崎市森林経営管理意向調査（効率化）業務

特記仕様書

第1章 総則

第1条 適用範囲

- 1 本特記仕様書は、大崎市（以下、「発注者」という。）が実施する「大崎市森林経営管理意向調査（効率化）業務」（以下、「本業務」という。）に適用され、受注者が業務を遂行するにあたり遵守及び準拠すべき主要項目を示すものである。

第2条 業務目的

- 1 本業務は、意向調査をはじめとする森林経営管理制度の推進のため、森林計画図及び森林簿について各種提供データ等を活用し修正することで効率化を図り、森林経営管理集積計画締結に係る基礎資料を作成することを目的として実施するものである。

第3条 委託期間

- 1 契約締結日から令和9年2月26日までとする。

第4条 関係法令等

- 1 本業務の実施にあたっては、本仕様書によるほか、次の法令及び規定等に準拠するものとする。関係法令等が履行期間中に変更（更新）となった場合は、最新版を適用するものとする。ただし、発注者の承諾を得た場合、あるいは指示を受けた場合は、この限りではない。
 - (1) 測量法、同施行令及び施行規則
 - (2) 森林法、同施行令及び施行規則
 - (3) 作業規程の準則
 - (4) 大崎市個人情報保護条例
 - (5) 森林資源データ解析・管理標準仕様書（ver2.0）
 - (6) 森林経営管理法
 - (7) その他関係法令、規則、通達等

第5条 配置技術者等

- 1 本業務の実施にあたり、業務の円滑な進捗を図るため、経験豊富な技術者を管理技術者として配置し業務を遂行させるとともに、成果品の品質を確保するため、照査技術者を選任し業務全般にわたって技術管理を行う。
- 2 管理技術者及び照査技術者は、以下の条件を満たす技術者を配置しなければならない。又、業務実績は契約関連書類等の提出により証明するものとする。
 - (1) 管理技術者は、本業務に精通した者を選任しなければならない。

- (2) 管理技術者は、以下の条件を全て満たす者を選任しなければならない。
- ①技術士—森林部門、又は総合技術監理部門の資格を有する者。
 - ②過去5年以内に東北管内の市町村から発注された同種業務（森林資源解析業務）の実績を有する者。
 - ③計測密度4点/m²以上の航空レーザ計測データを使用した森林資源解析業務の実績を有する者。
- 3 照査技術者は、公益社団法人日本測量協会が認定する空間情報総括監理技術者の資格を有しており、森林解析業務の照査実績を有する者とする。
- 4 担当技術者には、測量士の資格を有する者又は本業務と同種業務の実績を有する者を配置する。

第6条 提出書類

- 1 受注者は、本業務の着手までに以下の書類を発注者へ提出することとする。
- (1) 業務計画書（工程表を含む）
 - (2) 業務委託着手届
 - (3) 管理技術者選任届・照査技術者選任届
 - (4) 資格の登録証の写し

第7条 各種認証の確認

- 1 受注者は、本業務により知り得た内容及び結果を第三者に漏らしてはならない。なお、本業務は秘匿性の高い情報を含む貸与資料を取り扱うため、原則、受注者は業務遂行に必要な以下の資格を契約拠点にて有するものとし、業務着手前に資格証の写しを発注者に提出しなければならない。
- ①JISQ27001（ISO27001、ISMS：情報セキュリティマネジメントシステム）
 - ②JISQ15001（プライバシーマーク：個人情報保護マネジメントシステム）
 - ③JISQ9001（ISO9001：品質マネジメントシステム）
 - ④JISQ4001（ISO14001：環境マネジメントシステム）

第8条 著作権

- 1 本業務で作成されたドキュメント、データに関する著作権については、発注者に帰属するものとする。ただし、成果物に受注者又は第三者の著作物が含まれる場合は、受注者が本業務を行うにあたり新たに作成した著作物を除き、従前からの著作権者に帰属するものとする。

第9条 疑義

- 1 本特記仕様書に定めなき事項又は疑義が生じた場合は、発注者と受注者にて協議のうえ決定することとする。

第10条 賠償責任

- 1 受注者は、本業務実施中に生じた諸事故等に対して一切の責任を負い、発注者に発生原因・経過・内容等を報告し、発注者の指示に従うものとする。

第11条 再委託

- 1 受注者は、本業務を第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、あらかじめ発注者の承認を受けた場合には、業務の一部を委託することができる。

第12条 その他

- 1 本仕様書、その他設計図書に記載のない詳細な項目・内容等については、発注者と受注者が協議のうえ決定することとする。

第2章 業務概要

第13条 業務概要

1 本業務の対象範囲は、以下の通りとする。

- (1) 対象数量 1442ha
- (2) 対象範囲 (旧) 古川市：719ha、(旧) 三本木町723haの民有林範囲

第14条 業務概要

1 本業務の概要は以下のとおりである。

- (1) 作業計画（準備）
- (2) 予備調査（資料収集整理）
- (3) 樹種区分図作成（AI画像判読・図化）
- (4) 目視検査・データ取りまとめ（編集）
- (5) 林小班ポリゴン修正
- (6) 材積推定
- (7) 報告書作成
- (8) 打合せ協議

第15条 貸与資料

1 本業務の実施にあたり、発注者は受注者に本業務に必要と認められる資料を貸与するものとする。

2 受注者は貸与資料の取り扱いについては破損、汚損のないように慎重に取り扱うこととし、万が一汚損・破損した場合は、受注者において一切の責任を負うものとする。

(1) 本業務で貸与する資料は、本業務以外で使用してはならず、本業務終了後は速やかに発注者に返却することとする。

委託業務の貸与品は、次のとおりとする。

- ①対象位置図
- ②林小班ポリゴンデータ (Shape 形式)
- ③地番(図郭)ポリゴン (Shape 形式)
- ④森林簿(CSV 形式、紙データ)
- ⑤航空レーザ計測結果
- ⑥空中写真データ
- ⑦旧市町村別現地プロット調査結果

第3章 業務内容

第16条 作業計画（準備）

- 1 受注者は、作業方法、使用する機器、要員、日程等について適切な計画を立案し、業務計画書に取りまとめ発注者の承認を受けるものとする。

第17条 予備調査（資料収集整理）

- 1 受注者は、発注者より貸与する資料を収集し、本業務の各作業を効率的に遂行できるよう整理するものとする。

第18条 樹種区分図作成（AI画像判読・図化）

- 1 貸与する資料を樹種区分判別システム（AI画像判読）※1を用いた解析によって樹種の区分を行う。区分はスギ、ヒノキ、その他森林（その他針葉樹、広葉樹、竹などスギ、ヒノキ以外の樹林）、森林以外の4項目とする。
- 2 樹種区分に用いる教師データは、受注者が用意するものとする。
※1 樹種区分判別システムは航空写真の画質によらず一定の精度を担保することが可能な、セマンティック・セグメンテーション（Semantic Segmentation、領域分類ともいう）手法によるAIモデルである。セマンティック・セグメンテーションは近隣画素同士の色や、テクスチャーなどの情報を考慮してラベル付けするため、ピクセル単位ではなく、樹種境界が滑らかな樹種区分ポリゴンを作成できる。

第19条 目視検査・データ取りまとめ（編集）

- 1 作成した樹種区分図は専門技術者により抽出・目視検査を実施するものとする。判読精度が著しく低い場合は、教師データの変更や再解析を検討する。
- 2 発注者より貸与する航空レーザ計測成果を用いて、樹種区分ごとの平均樹冠高を算出する。算出した平均樹冠高を用いて、その他森林、森林以外の区分を発注者と協議の上、雑木、伐採地等に詳細に区分する。本業務で作成したデータは発注者の林務で活用することを前提としていることから、樹種区分の色分けや出力図の体裁等については発注者、森林組合と協議して取り決めることとする。なお、データ形式はShapeファイル形式とする。

第20条 林小班ポリゴン修正

- 1 作成した樹種区分図と、地番境界を反映させた林小班ポリゴンデータを作成し、林小班を必要に応じて新たに付与する他、森林属性データ（林齢・樹種など）を適宜更新する。データの形式、作成手順については発注者と協議し取り決めることとする。
- 2 林小班ごとの樹種別面積（量）を計算するとともに、混交林等にあつては、樹種別面積割合（値）を算出する。

第21条 材積推定

- 1 発注者より貸与する航空レーザ計測成果等を用いて樹冠高データを作成する。
- 2 樹冠高データを解析し、対象範囲のスギ、ヒノキ林分で樹頂点データを作成する。
- 3 発注者より貸与するスギ、ヒノキ林分の旧市町村別現地プロット調査結果に基づき、対象範囲の蓄積量を推定する。蓄積量の推定には幹材積式を用いることを基本とするが、総体積法を用いた推定方法についても検討する。

第22条 報告書作成

- 1 本業務の実施内容及び納品データ内容を簡潔に取りまとめた報告書を作成するものとする。

第23条 打合せ協議

- 1 初回協議1回、中間協議1回、最終（納品）協議1回の計3回を基本とするが、必要に応じて適宜打合せ協議を行うものとする。打合せの内容については、その都度受注者が打合せ記録簿に記録し、相互に確認する。なお、電子メールで確認した内容については、必要に応じて打合せ記録簿等を作成する。

第4章 成果品

第24条 納品成果品

1 本業務の成果品は以下のとおりとする。

- | | |
|------------------------------|----|
| (1) 業務報告書 | 2部 |
| (2) 樹種区分データ (Shapeファイル形式) | 1式 |
| (3) 小班・地番修正データ (Shapeファイル形式) | 1式 |
| (4) 材積データ (Shapeファイル形式) | 1式 |
| (5) 打合せ協議簿 | 1式 |
| (6) その他発注者が指示するもの | |

第25条 納入場所

1 本業務における成果品の納入場所は、以下のとおりとする。

- (1) 納入場所：大崎市 産業経済部 農村環境整備課

明 細 表

1 森林経営管理意向調査(効率化)業務

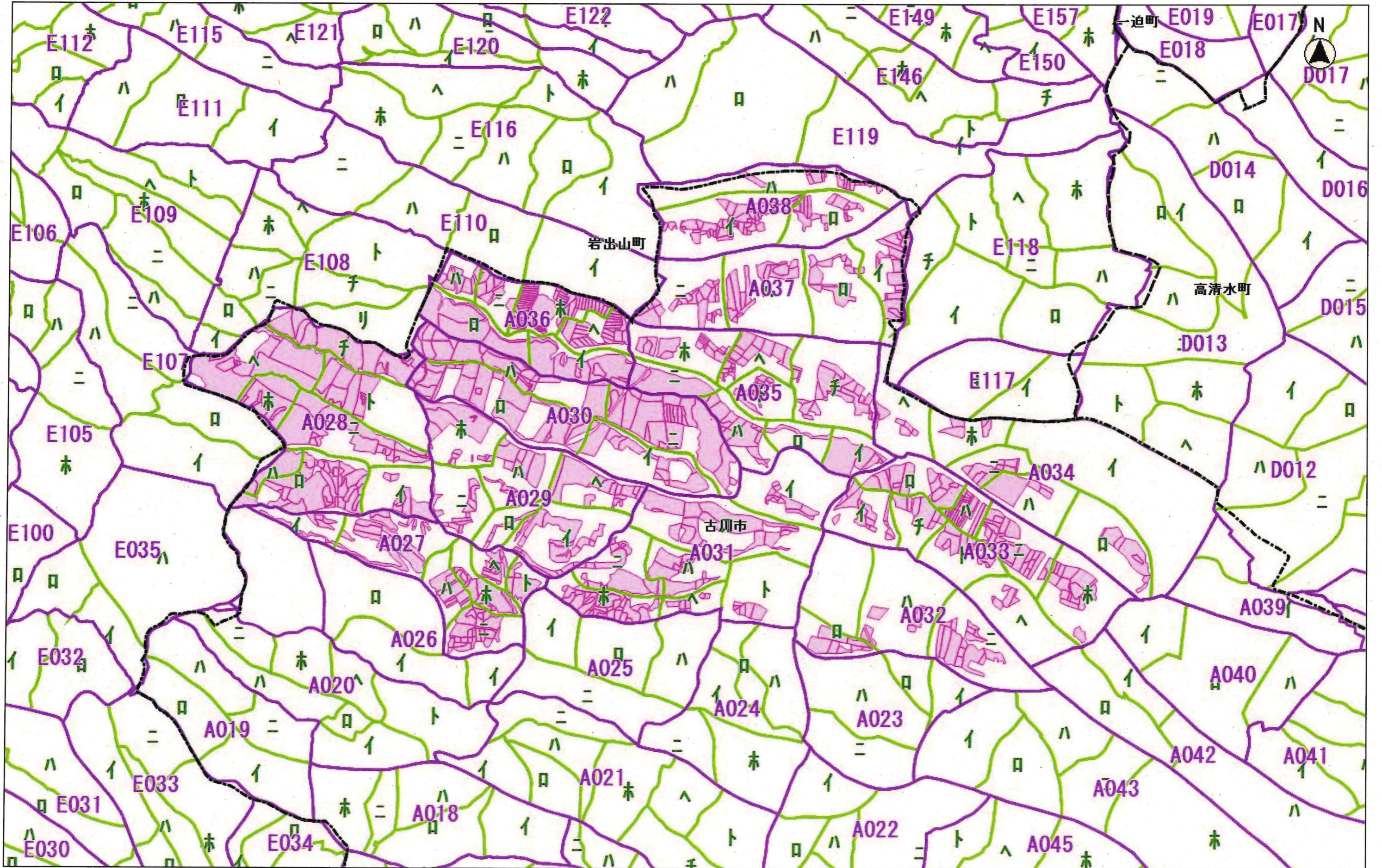
区 分	種 類	形状・寸法	数 量	単 位	単 価	金 額	単価表番号	備 考
1 作業計画(準備)			1	式			1	
2 予備調査(資料収集整理)			1	式			2	
3 樹種区分図作成(AI画像判読・図化)			14.42	km ²			3	古川 7.19 km ² 三本木 7.23 km ²
4 目視検査・データとりまとめ(編集)			14.42	km ²			4	古川 7.19 km ² 三本木 7.23 km ²
5 林小班ポリゴン修整			14.42	km ²			5	古川 7.19 km ² 三本木 7.23 km ²
6 材積推定			14.42	km ²			6	古川 7.19 km ² 三本木 7.23 km ²
7 報告書作成			1	式			7	
8 打合せ協議			1	式			8	
9 旅費交通費			1	式			9	
直接原価							①	
諸経費			1	式			②(①×諸経費率) ①+② ③	

単 価 表

7 報告書作成

1 式

								県土木部単価(R8. 3)使用
名 称	種 類	形状・寸法	数 量	単 位	単 価	金 額	単価表番号	備 考
主任技師				人				
技師A				人				
技師B				人				
技師C				人				
技術員				人				
図工				人				
小計								直接人件費(労務費・図工除く)
電子成果品作成費(千円)= X X:直接人件費(千円)			電子成果品作成費					1-3-5 電子成果品作成費
				計				
機械経費				%				
通信運搬費			-	%				作業8-4-1-6データファイル作成費
材料費			-	%				
				計				
				合計				



縮尺 1 : 20000

